

◎十三番（吉田英策君）日本共産党の吉田英策です。通告に従い質問いたします。

まず、原発ゼロ法案についてです。

原発事故から八年三カ月、甚大な被害を受けた福島県の事故の最大の教訓は、原発と県民生活は両立できないということです。原発の電気は、再エネなど自然エネルギーの電気よりも高いことは政府も認めています。原発輸出は破綻し、十万年保管が必要と言われる核のごみの処理方法は決まっています。国民に大きな負担と犠牲を押しつけるのが原発です。

国会に提出されている原発ゼロ基本法案は、福島原発事故を踏まえた法案です。今動いている原発はとめ、再稼働は許さない、立地自治体の雇用や経済に国が責任を持つ、再生エネルギーの推進を掲げており、法案の成立こそ求められます。ところが、原発ゼロ基本法案は与党はいまだに審議入りすら応じていません。

原発廃止、エネルギー転換を実現するための改革基本法案の速やかな成立を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

次に、原発廃炉作業のトラブルについてです。

第一原発三号機では、さまざまトラブルが続き、燃料取り出しが当初の計画より四年四カ月もおくれています。機器の不良、燃料取り出しのクレームの制御盤の故障、ドーム継ぎ手部分の雨漏りなどトラブルが続いています。

今月十七日には、三号機の使用済み核燃料プールで瓦れき撤去作業中、機器が破損し、プール内に落下したと東電が発表しましたが、緊急性が低いとして、公表は発生から十六時間後のことです。この東電の姿勢は許せません。また、排気塔解体のためのクレーンアームの高さ不足など、通常では考えられない初歩的なミスが続いています。

こうした事態は、重大事故の引き金になりかねず、県民は長期にわたり事故の不安にさらされることとなります。廃炉作業は、東電任せにせず、国家プロジェクトとして国の責任で行うべきです。

福島第一原発三号機の使用済み燃料取り出しなどで発生したトラブルについて、県はどのように認識しているのかお尋ねします。

福島第一原発の廃炉作業について、東京電力任せでなく、国に対し責任を持って安全かつ着実に取り組むよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

津波対策についてです。

県は、三月、津波の浸水想定区域を十二年ぶりに見直しました。福島県周辺海域で東日本大震災と同じ規模の地震が発生し、高潮などの条件が重なった場合、沿岸十市町の浸水面積は一万四千二百九十六ヘクタールで、東日本大震災時の被災面積約一万一千二百ヘクタールを約三割上回ると想定し、いわき市でも最大十四・九メートル、原発が立地する大熊海岸では二十一・八メートルを想定しています。この津波想定から見れば、東京電力が福島第一原発の防潮堤を十一メートルとしたのは津波対策としては十分です。

福島第一原発の津波対策について、津波浸水想定の高さを踏まえるよう東京電力に求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

放射線の監視体制についてです。

県は、デブリ取り出しに向け、再臨界が起きた際に出る中性子線を迅速に察知する検出器を原発敷地外の三カ所に設置し、放射線の監視体制を強化するとしています。県独自の観測体制と廃炉作業の安全性を把握し、正確な情報を県民に伝えることは必要なことです。

廃炉作業の進捗に応じ、環境放射線モニタリングの体制を強化するとともに

に、観測結果を速やかに県民に発信すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

中間貯蔵施設への除去土壌の搬入量は、今年度は昨年度の二倍になり、交通安全対策、環境保全対策の強化が求められます。

そうした中、大熊町の大気浮遊ダストの測定値が測定開始以降最大になり、セシウム137値が前回測定値と比べると三倍になったと県は安全監視協議会の環境モニタリング評価部会で報告し、その一つの原因として、中間貯蔵施設への除染廃棄物の輸送車両の往来でモニタリングポスト周辺の砂ぼこりが舞い上がったためと説明しています。

中間貯蔵施設への搬入に当たり、環境保全のための取り組みを行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

原子力規制委員会は、リアルタイム線量測定システムについて、自治体、住民の反対が多く、当面存続させるとしましたが、撤去方針は変えていません。そして、汚染土壌が仮置き場から中間貯蔵施設へ搬入終了後、配置の適正化を図るとしていますが、多くの県民、市民団体が求めているのは廃炉が完了するまでの設置を継続することです。

福島第一原発周辺地域のリアルタイム線量測定システムについては、さらに増設するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

リアルタイム線量測定システムについては、廃炉が完了するまで設置を継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

除染についてです。

国は、帰還困難区域の除染は特定復興再生拠点のみを対象にしていますが、帰還困難区域であっても自宅に帰りたいという要望は多数あります。帰還を進める以上、復興拠点以外の帰還困難区域の除染も行うべきです。

特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域についても除染の対象とすべき

と思いますが、県の考えを尋ねます。

除染の汚染土を入れる袋のフレキシブルコンテナの耐用年数は三年から五年と言われ、八年以上が経過した現在、劣化により、つり上げた際破損し、汚染土が崩れ落ちることが懸念されます。

劣化したフレキシブルコンテナの輸送の安全対策を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

小名浜高等学校といわき海星高等学校の統廃合についてです。

小名浜高等学校といわき海星高等学校の統廃合に向けた懇談会が二度開かれました。私も傍聴しましたが、県教育委員会の方針ありきの姿勢が際立ったと言わざるを得ません。

いわき海星高校は、福島県唯一の水産学科を持つ高校として福島県の漁業や海運を支えてきた高校です。東日本大震災で大きな被害を出しながらも、地域やOB、学校関係者の努力で再開を果たしました。

福島県の漁業は、本格操業への努力が行われているものの、震災前と比べても依然回復はしていません。漁業の復興は、県、地域、漁業関係者が一体となって進めるべきものであり、いわき海星高校が地域に存在することは復興への励みにもなるものです。

県が計画するいわき海星高校の水産系四クラスを三クラスに縮小することは、水産科を持つ高校の機能の縮小と教員の減少になります。いわき海星高校本来の教育にも大きな支障をもたらすこととなります。

関係者からも機能を縮小せず残すべきとの声が上がっています。水産業にかかわる人材育成や漁業の振興を考えれば、統合により機能を縮小すべきではないと考えます。

県教育委員会は、いわき海星高等学校が本県水産業に果たす役割をどのように位置づけているのかお尋ねします。

いわき海星高等学校は統合せずに存続すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

水産高等学校練習船「福島丸」についてです。

いわき海星高校の水産練習船「福島丸」は、県内の水産業の人材育成に大きく寄与しています。

練習船の意義を、一九七四年に一部改訂した福島丸乗務員服務内規では、生徒の習得した理論及び技能の実践の場とし、もって本県漁業の振興に寄与するため、福島県水産高等学校練習船「福島丸」を設置するとしています。

福島丸は、一年間に五回の実習のため航海を行います。うち三回はマグロはえ縄漁業で、ハワイ島ホノルル沖までの航海、実習を行い、その一回の航海は約二カ月に及びます。その他二回は沿岸漁業を行います。長期にわたるこうした実習、航海のもとで、高校生、専攻生、乗組員の安全にとって良好な職場環境、作業環境は重要なことです。

ところが、正規職員の欠員状況は十五年以上続いているといえます。放置すれば、一人当たりの負担がふえ、けがや病気にもつながり、職場環境を悪化させることにもなります。

県教育委員会は、福島丸の正規職員の確保にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

欠員を生む要因には、民間船舶の乗組員との給与の格差などから、募集しても必要な人員を確保できないということがあります。乗組員は、生徒の実習の指導を行うという特別な仕事があり、それに見合う処遇改善を行ってこそ安全な航海や実習ができます。

島根県では、水産練習船の乗組員について、欠員が常態化し、安全上、運航上の問題を抱えていることから、勤務実態、他都道府県の船舶乗組員の

処遇の状況について調査し、条例の改正を行っています。

福島丸の乗組員の給与について、処遇改善が必要と思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

学校のエアコンの猛暑での適正な使用についてです。

総務省消防庁によると、四月二十九日から五月二十六日までの一カ月で熱中症の疑いで病院に搬送された人は全国で三千三百五十四人、昨年と同じ時期と比べて一・六倍にふえています。

同時期に福島市では三十六度を記録し、県立高校では暑さのためにクラスのエアコンを稼働させてほしいという生徒の要望に六月中旬からの稼働を理由にエアコンをつけませんでした。暑さのために保健室で休憩をとる生徒もいたといっています。

県立学校に設置を進めているエアコンは、全てことしの夏に稼働できるのかどうかお尋ねします。

県教育委員会は、五月三十一日付で「県立高校・中学校夏季空調設備の運用方針について」を学校長宛てに出しましたが、この中で冷房期間は六月十五日から九月十五日としています。冷房期間以外であっても猛暑の日があり、期間以外のエアコンの稼働に柔軟に対応しなければなりません。

県立高等学校におけるエアコンの使用については、冷房期間外であっても校長が適切に判断できるようにすべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

県立高等学校のエアコンの維持管理予算の確保をすべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

県立学校の特別教室や体育館にエアコンを設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

踏切の安全対策についてです。

歩行者の安全が確保できない踏切改修の要望が相次いでいます。国土交通省が二〇一六年に対策が必要な踏切や事故が多い踏切として全国三万四千方所の中から緊急性の高い千四百七十九カ所を抽出し、踏切安全通行カルテが作成されました。あかずの踏切、歩道が狭い踏切などがあり、本県ではいわき市内郷御台境町地内を含めた五カ所が指定されています。

踏切安全通行カルテにある県道三カ所の踏切の整備状況をお尋ねします。

この踏切安全通行カルテは、踏切の現状を見える化し、今後の対策の基礎にするとしています。危険な踏切はこれだけにとどまりません。

県は、道路改良が必要な踏切をどのように把握し、対策に取り組んでいくのかお尋ねします。

河道掘削についてです。

異常気象のもとで集中豪雨による河川の被害はふえ続けています。ふだんは水量が少ない河川であっても、豪雨による増水で氾濫し、近隣住民に大きな被害をもたらします。多く寄せられる要望は、河川内の土砂の掘削や草刈り、灌木の撤去などです。

県は、これらに対応するため、昨年度から河道掘削等に関する予算を組んでおり、今年度もそのための予算を組んでいます。地域からの河道掘削の要望は多く、こうした要望に応えなければなりません。

河道掘削を積極的に行うべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

小名浜港の安全対策についてです。

小名浜港臨港道路のサイクリングロードとしての供用に伴い、大型トラックや大型ローダーなど作業用重機との事故が起きないようにするための安全対策が必要です。特に夜間の事故を防ぐためにも道路照明の整備は必要です。

小名浜港臨港道路における夜間の交通安全を確保するため、道路照明の整

備を行うべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

ことし十二月から小名浜港東港地区の一部供用開始に伴い、作業も始まります。作業員を津波から守るための避難タワーなどの設置が必要です。

小名浜港東港地区に津波に備えた避難施設を設置すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

会計年度任用職員の処遇についてです。

地方公務員法の改正を受け、二〇二〇年四月から自治体で働く非常勤職員を会計年度任用職員に移行します。

この制度では、非常勤職員に一時金が支給されるといった処遇改善が強調されていますが、いまだに政府としての財源措置がとられず、改善どころか、会計年度に限った雇用が法制化され、低賃金、処遇の悪化、雇いどめなどの無権利職員がふえることが危惧されています。

県の非常勤職員は女性が多数です。こうしたことが行われれば、女性活躍社会にも逆行します。

会計年度任用職員制度の導入に当たり、職員の解雇や賃金の引き下げなど処遇低下につながるないようにすべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

市町村における会計年度任用職員制度の導入に当たり、制度の趣旨を生かし、職員の処遇低下につながるよう周知すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

会計年度任用職員制度の導入に伴う財源措置を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

高齢者の移動手段の確保についてです。

高齢者による自動車の操作ミスで重大事故が起きています。高齢者の免許返納は本人の意思により進めるとともに、代替となる足の確保は必要です。

福島市や二本松市は、独自に七十五歳以上の高齢者に交通機関への無料パスの発行をしています。

福島市では、ももりんシルバーパスを発行し、市内の路線バス、ＪＲバス、飯坂電車で無料化を行い、パス利用者はふえており、高齢者から喜ばれています。しかし、福島市内に限られており、広域で行うためには県の支援が必要です。交通機関の確保は、社会全体で考えるべき問題です。

公共交通機関の運賃無料化など高齢者の移動手段の確保に取り組む市町村を支援すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

高齢者の移動手段を確保するため、県内の公共交通機関を無料で利用できるようにすべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

高齢ドライバーによる交通事故が相次ぐ中、東京都は高齢者の操作ミスを防止するための装置の取りつけのための支援を決めました。本県も実施すべきです。

高齢運転者による交通事故を防止するため、アクセルとブレーキの踏み間違いを防ぐ装置の取りつけ費用を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で質問を終わります。（拍手）

◎議長（吉田栄光君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）吉田議員の御質問にお答えいたします。

福島第一原発の津波対策につきましては、津波浸水想定を超える約二十五メートルの津波への対策が進められており、ポンプ車や電源車の高台への配置など、燃料冷却機能を維持するための対策が講じられているほか、浸水による汚染水の流出リスクを低減するため、建屋開口部の閉塞や建屋内汚染水の抜き取り作業などが順次行われているところであります。

県といたしましては、引き続き廃炉安全監視協議会による立入調査や現地駐在職員による現場確認により、津波への対策が着実に実施されるようしっかりと監視してまいります。

その他の御質問につきまして、関係部長から答弁をさせます。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

会計年度任用職員制度につきましては、現在導入に向け任用や勤務条件等詳細な制度設計をしているところであり、周知期間等も考慮して円滑に移行できるよう検討を進めてまいっている考えであります。

次に、市町村における会計年度任用職員制度につきましては、これまでも市町村への説明会や担当職員向けの研修会の開催等を通じて周知してきたところであります。引き続き、市町村における円滑な制度の導入に向けて助言してまいります。

次に、会計年度任用職員制度の導入に伴う財源措置につきましては、今後の国の動向を踏まえ、他団体や全国知事会等と連携しながら必要な要請等を行う考えであります。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

福島第一原発三号機の使用済み燃料取り出しで発生したトラブルにつきましては、東京電力における資機材の品質管理や作業計画の管理が不十分であったと認識しております。

このため、今月十四日に廃炉安全監視協議会を開催し、東京電力に対して徹底した原因分析のほか、改善に向けた多角的な対策の検討と実行ある取り組みの実施を強く求めたところであります。

次に、福島第一原発の廃炉作業につきましては、前例のない困難な取り組み

みであり、東京電力はもとより、原子力政策を推進してきた国の責任で安全かつ着実に進めるべきものと考えております。

このため、国に対しては、みずから前面に立ち、世界の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、そして確実に結果を出すよう繰り返し求めているところであります。

次に、環境放射線モニタリングにつきましては、これまでも廃炉の進捗に応じダストモニターの整備など監視体制の強化を図っており、今年度は発電所周辺における中性子線量率の測定や土壌中のウラン分析の準備を進めているところであります。

また、これらの調査結果については、ホームページ等を通して正確かつ迅速に提供してまいります。

次に、リアルタイム線量測定システムの増設につきましては、これまでさまざまな機会を捉え、国に対して発電所周辺地域における環境放射線モニタリングの充実を求めてきたところであり、今後とも帰還する住民の不安解消のため、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、リアルタイム線量測定システムを含め、環境放射線モニタリングの充実を求めてまいる考えであります。

次に、リアルタイム線量測定システムの設置継続につきましては、県民の安全・安心を確保するための取り組みの一つであることから、先日実施した国への要望活動においても、今後の運用については市町村や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めるよう要望したところであります。

（企画調整部長佐竹 浩君登壇）

◎企画調整部長（佐竹 浩君）お答えいたします。

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案につきまして

は、エネルギー政策は福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に国の責任において検討されるべきものと考えております。

（生活環境部長大島幸一君登壇）

◎生活環境部長（大島幸一君）お答えいたします。

中間貯蔵施設の環境保全の取り組みにつきましては、飛散防止剤の散布や建屋内の負圧管理等による除去土壌等の飛散・流出防止対策に加え、大気中の放射能濃度測定などが実施されており、県においても現地調査やモニタリングにより独自に周辺環境の安全を確認しております。

引き続き、環境安全委員会等を通じて国の環境保全の取り組みを確認してまいります。

次に、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域の除染につきましては、今月行った政府要望の中で拠点区域内の除染を確実に実施することとあわせて国の考え方を示すよう求めたところであります。

次に、フレキシブルコンテナの輸送につきましては、車両への積み込み作業前に状態の確認を行った上で、劣化や破損等の状況に応じてもとの袋ごと新しい袋に入れる手法で詰めかえを行い、安全に輸送されております。

県といたしましては、引き続き国に対し、中間貯蔵施設への輸送が安全に実施されるよう求めてまいります。

次に、高齢者の移動手段の確保に取り組む市町村への支援につきましては、市町村が独自に運行するコミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーへの支援のほか、一般のタクシーを活用した実証事業などに取り組む市町村に対して補助を行っております。

今後とも、地域が抱える課題を丁寧に向いながら、高齢者の移動手段の確保に取り組む市町村を支援してまいります。

次に、高齢者が公共交通機関を無料で利用できるようにすることにつきましては、バス事業者等において独自に高齢者向けの割引制度を実施しているところであり、県では乗り合いバス等を運行している事業者や市町村に対し路線を維持するための補助を行っております。

引き続き、地域の実情に応じ、市町村や交通事業者と連携しながら高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

次に、高齢運転者による交通事故の防止につきましては、県では交通安全運動の最重点事項に掲げ、啓発に取り組んでいるところであり、国では今の交通事故の発生状況を踏まえ、事故防止に向けた新たな取り組みを検討することとしております。

引き続き、国の動向も注視しながら、高齢運転者による交通事故の防止に取り組んでまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

踏切安全通行カルテにある県道三カ所の踏切につきましては、会津若松市の坂下街道及び喜多方市の第二新津街道について昨年度までに整備を完了しており、第四喜多方街道については今年度設計を進めているところであります。

次に、道路改良が必要な踏切につきましては、市町村と連携し、現状の把握に努めており、通学路で歩道が狭いなど課題のある箇所について、鉄道事業者等、関係機関と協議しながら対策を検討することとしております。

次に、河道掘削につきましては、豪雨災害から県民の安全で安心な生活を守るため、今年度市町村や地域住民からの要望等を踏まえ、県内全域において実施する箇所を大幅にふやしたところであり、今後とも計画的に河道掘削を実施してまいります。

次に、小名浜港臨港道路における道路照明の整備につきましては、これまで緊急性の高いアクアマリンパークから六号埠頭までの区間で機能が損なわれた器具等の取りかえなどを実施しており、残りの区間においては今後港湾利用者等の意見を聞きながら検討を行ってまいります。

次に、小名浜港東港地区の津波に備えた避難施設の設置につきましては、現在建設している施設等を活用することとし、東港の供用開始に向けて関係機関と協議をしながら、避難場所の設定や避難ルートの確保等について検討を進めております。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

いわき海星高校につきましては、県内唯一の水産科を持つ高校として高度な水産教育を実践し、これまで多くの有為な人材を輩出することにより本県の水産業の振興に大きく貢献してきたところであり、今後の水産業の復興にも欠かすことができないものと考えております。

次に、いわき海星高校の統合につきましては、地域における生徒の減少と水産科への志願動向を踏まえ、本県水産教育の拠点校として専門的な教育活動を長期にわたり安定して提供するためにも再編整備は避けられないものと考えております。

次に、福島丸の職員につきましては、生徒が海洋航海訓練を行う際の船の安全な運航や漁業の実習作業のため、臨時職員を含め、必要な人員を確保しているところであります。

なお、採用試験において実施時期の前倒しや受験科目の削減など受験者をふやすための見直しを行い、可能な限り正規職員の確保に努めてまいります。

次に、福島丸の乗組員の給与につきましては、人事委員会勧告を踏まえ、

国や他県の動向を勘案しながら決定しているところでもあります。

次に、県立学校に設置を進めているエアコンにつきましては、大規模改造工事を予定している学校を除き、高等学校においては未設置校四十校についてことしの夏からの稼働を目指して設置を進めているところであり、特別支援学校においては計画どおり来年の夏からの稼働を目指して整備を進めております。

次に、県立高等学校におけるエアコンの使用につきましては、夏期空調設備の運用方針に基づき、各学校が対応しているところですが、その使用期間や稼働については、設置状況や気象条件に応じて弾力的な運用も可能としております。

次に、県立高等学校のエアコンの維持管理予算につきましては、今年度からのエアコンの稼働を踏まえ、当初予算において必要な額を新たに計上し、各学校に配分しているところであります。

次に、特別教室や体育館のエアコンにつきましては、高等学校においては普通教室を中心に整備することとしており、いずれも設置は検討しておりません。

また、特別支援学校においては、体育館への設置は検討しておりませんが、体温調整が困難な児童生徒に配慮を要することから、ほぼ全ての特別教室に設置することとしております。

◎十三番（吉田英策君）再質問させていただきます。

知事にお伺いをいたします。県が想定した津波の高さを踏まえた津波対策を東電に求めることについてです。

県が十二年ぶりに策定した津波想定は、本当に福島県の英知を結集してつくり上げたものだと、そういうふう理解をしています。こうした津波の知見を東電の安全対策に生かすというのは、本当にこれは必要なことだと

思います。

知事は、答弁の中で、二十五メートルの津波に東電は対応している、そして県も安全監視協議会で監視を強めるという答弁をされましたけれども、こうした県が策定した津波想定、知見をどう東電の津波対策に生かすのか、どういうふうに東電に対してこの県の知見を生かさせるのか、そこが私は本当に大事なことだというふうに思っています。

八年前の津波では、地震調査研究推進本部が十五・七メートルクラスの津波が襲来することを想定しておりました。それにもかかわらず、東京電力はそうした外部の知見を採用することなく八年前の津波に襲われたと、そういう経験があるわけなのです。

ですから、今度学術会議ではこういう外部の知見を十分取り入れ、何らかの対策を東電はとるべきだという、そういう報告書も五月に出しているわけです。

改めて県の津波想定は津波高さを受け入れて、県民が本当に安心できる、そういう津波対策を求めているいただきたいと、改めて答弁をお願いしたいなというふうに思います。

教育長に再質問をさせていただきます。一つは、海星高校と小名浜高校の統廃合についてです。

教育長は、海星高校の役割について、唯一の水産高校であり、人材の輩出に貢献していると、今後もこうした役割は変わらないとおっしゃいました。それであるならば、やはり本県唯一の水産高校を存続させるということは大事なことだと私は思っています。

震災、原発事故で受けた被害で、まだ水産業は震災前の水準を回復していません。水産関係者、地域の人、そして高校も含めて、今その復興のために努力をしているというのが水産高校を取り巻く状況だというふうに思っ

ています。そういうさなかに統合によって四クラスを三クラスにする。規模を縮小すると。そうしますと、教員数その他もやはり減少するわけなのです。ですから、水産系学科を縮小することなく維持発展させるということが本当に大事なことだと思えます。

いわき海星高校は統合せずに存続させるべきだと思います。もう一度御答弁をお願いしたいというふうに思います。

もう一点、教育長に質問させていただきます。エアコンの高校での使用についてです。

教育長は、弾力的な運用が可能だとおっしゃいました。しかし、私はこの高校のエアコンの一つは契約上の条件からなかなか弾力的な運用が難しいのではないかと思っています。

夏までに稼働が可能なエアコンの多くはリース契約です。リース契約によって発電機を持ってきます。ですから、発電機を持ってくる時期が猛暑よりも早くなければ、これは物理的に現場の校長が稼働させようと思っても稼働できないわけなのです。

そういうことも含めて、現場の校長先生の判断で暑いときには運転ができないようにすべきだというふうに思いますけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

◎知事（内堀雅雄君）吉田議員の再質問にお答えいたします。

福島第一原発では、切迫性の高いとされる千島海溝地震による津波への対策として、サブドレン等の重要設備の被害軽減を目的に防潮堤の設置が予定されております。

また、それを超える津波による浸水対策として、燃料冷却機能を維持するための対策や汚染水の流出を防ぐための対策が講じられているところであり

県としては、引き続き東京電力に対し、津波への対策を着実に実施するよう求めてまいります。

◎教育長（鈴木淳一君）再質問にお答えいたします。

一つは、海星高校の統合、再編の件でございます。

今回の高校改革、計画期間十年間において、いわき市においても十年間で中学校の卒業生が約七百人ほど減少するという深刻な少子化が進む中において、現実に小名浜高校、海星高校ともに定員を割っているという状況にございまして、今後もなかなか単独で存続していくのは難しいというのが現実でございます。そういった中で、御指摘の水産高校としての専門性、これを維持しながら、こういった学びを維持しながら統合、再編を進めてまいりたいと考えております。

それから、もう一つ、エアコンの弾力的な運転の件でございます。

各高等学校において、御指摘のリース契約のような形態もありますし、実はそれぞれによって電源とか設置契約等が違っているのが実態でございます。そういった実態の中で、一定の一般的な基準として六月半ばから九月半ばぐらいを目安として運転をしていただこうということで設定をしておりますが、その契約上の工夫ですとか、それから電源がまた違う方法であったりとか、そういう許す状況の範囲内で弾力的な運転も可能とさせていただきます。

◎十三番（吉田英策君）再々質問させていただきます。

知事にお伺いします。

私は、県が策定をした津波想定の見解を東京電力の参考にする、東京電力が行う津波対策にこの県の英知でつくり上げた対策を本当に参考にする、これに基づく津波対策を行うことを求めるといというのが大事なことだということに思っています。

そういう点で、もう一度東京電力に対して、県の行った津波想定の高さを受け入れるよう求めるべきだと思いますけれども、答弁をお願いしたいというふうに思います。

危機管理部長にお伺いをさせていただきます。

この間の第一原発の三号機のトラブルは本当に多くの県民に不安を与えて、廃炉まで四十年と言われるもとでこうした事例が次から次へと起れば、本当に安心して生活できないということになるのは当然のことだと思います。うふうに思っています。

部長、私のどういふふうに捉えているのかということでの質問で、段取りの問題というような、そんな印象をちょっと受けたものですから、根本的には東京電力の安全に対する意識がこの八年間経過した中で本当に低下してしまっているのではないかとということを心配しています。

東電は、原発稼働のときも安全神話のもとでこういう事故を起こす結果になりました。廃炉作業でもそうした安全神話に基づく作業が蔓延するようなことがあつては、これは大変なことだというふうに思っています。

ですから、これはきちんと国に対して安全かつ着実に、本来国が全面的に責任を持つべきものだというふうに私は考えるものですから、国の責任で安全かつ着実に取り組めるよう求めるべきだということで答弁をお願いしたいというふうに思います。

生活環境部長にお聞きをいたします。

高齢者の移動手段確保のための県内の交通機関を無料で利用するようにしようとして、それぞれの市町村でさまざまな努力をされておられます。そして、県も路線維持のための支援やさまざまな支援をしていますが、今福島市や二本松市で行っている、そうした七十五歳以上の高齢者の方の無料については、これ域外に出ると当然有料になるわけですね。福島市内、福島か

ら出ると有料だと。二本松から出ると有料だと。

私は、そういう点で県内全ての方がどこに移動するにしても高齢者の方が本当に安心していわゆる無料で利用できる、そういう制度が本当に必要なのかなと。そのためには、県がそういう制度を構築するために力を尽くすことが必要だなというふうに思っています。

高齢者の足の確保のために、県内の公共交通機関を無料で利用できる、そういう支援を県が行うべきだと思いますが、もう一度答弁をお願いしたいというふうに思います。

◎知事（内堀雅雄君）吉田議員の再質問にお答えいたします。

福島第一原発につきましても、津波浸水想定を超える約二十五メートルの津波への対応が重要であり、現在各種対策が進められております。

県といたしましては、廃炉安全監視協議会による立入調査や現地駐在職員による現場確認により、津波への対策が着実に実施されるようしっかりと監視してまいります。

◎危機管理部長（成田良洋君）再質問にお答えいたします。

廃炉作業が安全、着実に行われるよう国に求めるべきというような御質問だったかと思えます。

先日の政府への要望活動におきましても、知事から経済産業大臣に対して、廃炉作業について、世界の英知を結集し、国が前面に立って総力を挙げて取り組むよう求めたところであり、大臣からは、中期ロードマップに基づいて、国が前面に立って安全かつ着実に取り組んでいくというような回答を得たところでございます。今後ともあらゆる機会を通じて求めてまいります。

◎生活環境部長（大島幸一君）再質問にお答えいたします。

高齢者が公共交通機関を無料で利用できるようにすることにつきまして

は、県ではバス路線等を維持するための補助を実施しているところであり
ますし、またバス事業者等におきまして高齢者を対象とした独自の割引制
度を実施している状況でございます。

引き続き、県といたしましては、市町村や交通事業者と連携をしながら、
持続可能な公共交通の確保に取り組んでまいりる考えであります。